

当出版会出版物について、下記の内容に誤りがございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、ここに訂正させていただきます。

■123 ページ左下ト書き 4 行目

誤：「追加控訴」

正：「追加提訴」

■203 ページ 3 行目

誤：企業に対する国の管理責任を問う

正：企業に対する規制や対策を怠った国の責任を問う国家賠償請求など

■203 ページ 下から 10 行目

誤：2. 企業に対する国の管理責任を問う国家賠償請求

正：2. 企業に対する規制や対策を怠った国の責任を問う国家賠償請求など

■203 ページ 下から 6 行目

誤：8 件すべてが国の管理責任を認め、

正：8 件すべてが国の責任を認め、

■204 ページ 1 行目

誤：個人業主（「一人親方」）も労働者であるとし、責任の範囲を特定化学物質予防規則改正に関わる 1975 年 10 月までとした

正：個人**事業**主（「一人親方」）も労働者と同様に保護されるとし、責任の範囲を特定化学物質**障害**予防規則改正に関わる 1975 年 10 月 1 日から 2004 年 9 月 30 日までとした

■204 ページ 3 行目

誤：これらの国賠訴訟の結果を受け、神戸、尼崎、鹿児島、香川などでも提訴があった。

正：(次の段落の内容であるため削除)

■204 ページ 10 行目

最後に追加：この通知を受け、全国で約 300 件（被害者単位・2018 年 3 月時点）の提訴があった。

■205 ページ 4. 法の不在（1 行目～1 4 行目まで）について（削除）

■205 ページ 注 2 1 行目

誤：2014 年 10 月の最高裁判決は、1975 年以前の国の規制権限不行使を認めた。

正：2014 年 10 月の最高裁判決は、**1958 年以降、1971 年**以前の国の規制権限不行使の違法を認めた。

■205 ページ 注 2 最後

誤：(ただし、1971 年以降の労働者 3 名には法が適用されなかった。)

正：(法適用の問題ではないため、削除)

■205 ページ 注 3

誤：判決は防塵マスクの使用を義務づけるべきだった時点を 1981 年としたが、76 年や 72 年とする判決もある。

正：判決は防塵マスクの使用を義務づけるべきだった時点を 1981 年としたが、**2018 年の東京高裁判決を含む複数の判決は 1975 年**としている。

その他の補足、注記を加えさせていただきます。

■第三章の「泉南」は一般に「アスベスト被害の原点」と言われています。

■127 ページ 左下最後の 2314 人はあくまで対象になる可能性のあるかたの人数です。

■203 ページ 下から 7 行目の「起こされている。」の後に、「建設アスベスト訴訟は国と建材企業に対する損害賠償請求である。」を挿入します。

■204 ページの名古屋の例は、2018 年 4 月 11 日名古屋高裁判決で支給が認められました。